一般社団法人 長崎国際観光コンベンション協会
長崎市教育旅行誘致促進事業費助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、長崎市での教育旅行を検討している教育関係団体（校長会、教頭会、教育委員会、PTA 等、教育旅行の誘致に寄与すると考えられる組織及び教職員）及び旅行会社の担当者が、長崎市内の観光施設、体験、宿泊施設等の視察を行う際に助成金を交付することにより、長崎市への教育旅行の誘致を促進することを目的とする。

（補助の要件）

第２条　助成の対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす視察とする。なお、同一校に関する助成は、原則として１回とする。

⑴ 長崎市内の宿泊施設に１泊以上宿泊すること。

⑵ 長崎市内の視察は、視察者と事前協議の上当協会が提供する教育旅行における訪問先（長崎原爆資料館・出島・グラバー園など）を含む行程に準じて実施すること。

⑶ 長崎県外（国内）からの視察であること。

⑷ すでに長崎市での実施が決定している教育旅行の下見は、対象外とする。

（交付対象の経費）

第３条　視察にあたっては、「長崎空港」または「長崎駅」を利用し、かつ長崎市内に宿泊するパック旅行商品（注 1）の利用を原則とし、その代金及び当協会が提供する行程に含まれる平和学習、歴史学習、探究学習、観光施設、体験等の入場料または体験料を交付対象経費とする。なお、パック旅行商品が利用できない場合（注 2）の交通費及び宿泊費については、次の第２項及び第３項に定めるところとする。

２　交通費は、航空機を利用する場合は「長崎空港」を利用する片道または往復の航空運賃、鉄道を利用する場合は「長崎駅」を利用する片道または往復の鉄道運賃を交付対象経費とする。

３　宿泊費は、長崎市内における宿泊費を交付対象経費とする。なお、宿泊費には朝食代のみ含むことができるものとする。

４　タクシー代、レンタカー代、キャンセル料等の付帯経費は交付対象外とし、利用者本人の負担とする。

５　補助対象者は、原則として３名までとする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、この限りではない。

（注１）　パック旅行商品とは、交通機関（航空機・鉄道等）と宿泊をセットにした企画旅行商品をいう。また、パック旅行商品のうち、交付対象となる食事代は朝食分のみとする。

（注２）　パック旅行商品が利用できない場合とは、パック旅行商品に設定されていない行程を含む場合、又はパック旅行商品の手配状況等により予約が取れない場合をいう。

（交付額）

第４条　前条第１項に定めるパック旅行商品の代金及び当協会が提供する行程に含まれる平和学習、歴史学習、探究学習、観光施設、体験等の入場料又は体験料に係る助成金の額は、１人当たり８０，０００円を上限とする。

２　パック旅行商品を利用できない場合の助成金の額は、前条第２項に定める交通費、前条第３項に定める宿泊費及び当協会が提供する行程に含まれる平和学習、歴史学習、探究学習、観光施設、体験等の入場料又は体験料の合計額とし、１人当たり８０，０００円を上限とする。ただし、宿泊費については、１泊１人当たり１５，０００円を上限とする。

３　前２項の規定にかかわらず、交付対象経費の合計額が１人当たり８０，０００円に満たない場合は、その実費額を助成金の上限とする。

（交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする視察者は、「長崎市教育旅行誘致促進事業費助成金」利用申込書（第１号様式）を視察日の１か月前までに会長に提出するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

（交付の決定）

第６条　会長は、前条の利用申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合には、助成金の交付を決定し、「長崎市教育旅行誘致促進事業費助成金」交付決定通知書（第２号様式）により、申込者に通知するものとする。

２　会長は、助成金を交付することが不適当と認めたときは、速やかにその旨を申込者に７日以内に通知するものとする。

（変更等の申請）

第７条　交付決定通知を受けた者が、視察を中止し、又は助成金利用申込みを取り下げる場合は、「長崎市教育旅行誘致促進事業費助成金」変更承認申請・届出書（第３号様式）を会長に提出するものとする。また、対象経費の内容を変更する場合も同様とする。

２　会長は、前項の申請内容を審査し、適当と認める場合は、「長崎市教育旅行誘致促進事業費助成金」変更承認通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　交付決定の通知を受けた者は、助成対象とする視察が終了した日から１か月以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)「長崎市教育旅行誘致促進事業費助成金」実績報告書（第５号様式）

(2) 視察報告書

(3) 領収書又は請求書の写し

（交付額確定及び通知）

第９条　会長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、交付する助成金の額を確定し、その旨を「長崎市教育旅行誘致促進事業費助成金」交付額確定通知書（第６号様式）により申込者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第１０条　会長は、交付額確定通知書を発行した日から、原則として 20 日以内に、口座振込により助成金を交付するものとする。

（交付の取消）

第１１条　会長は、視察者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付された助成金があるときは、視察者は、その全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和 8 年 11 月 18 日から施行する。